令和６年３月１９日改正

申請手続きの流れ
（体育施設〈体育館〉）

(1) 使用日及び使用時間
①使 用 日　（A）平日（水曜・金曜）（校の休業期間中は除く。）
（B）休日及び祝日（校の休業期間中は除く。）
②使用時間　（A）１７時～２１時
（B）９時～１７時

(2) 使用可能施設の掲載
校は、使用可能な体育館の期日を、前々月の１０日までに校のホームページに掲載する。

(3) 使用施設の申請期限
当月分の使用したい施設及び日時を１か月分まとめて記載した申請書により、前々月の２０日までに校に申し込むこと。
なお、申請書は（A）平日又は（B）休日及び祝日に分けて申し込むこと。
（B）休日及び祝日の使用時間帯は４時間単位とし、使用を許可する時間帯は、(1)９時～１３時、(2)１３時～１７時とする。
(1)又は(2)の時間帯の中であれば、４時間を下回る時間の使用も認める。（但し、使用料は切り上げた時間数で計算する。）

(4) 申請書の提出方法
申請書の提出方法は、郵送、メール、ＦＡＸ又は持参の何れでも良い。
ただし、前々月２０日の１７時までに校に必着すること。

(5) 抽選結果の公表
校は、厳正な方法で抽選を行い、前月の５日までにその抽選結果を校のホームページに掲載する。

(6) 使用許可書の送付
校は、前月の１０日までに、当選した申込者へ使用許可書を送付する。

(7) 使用料の納付
当選者は、送付されてくる納付書に記載された期限までに、指定された金融機関を通じて使用料を納付すること。
期限までに使用料を納付しない場合は、使用する権利を失うことになるので注意すること。

(8) その他
１団体につき１件の申請とすること（同一団体で個人名を使用して複数の申請はしないこと。）